

## 興田地区振興会「給与規程」

### (目的)

第1条 この規程は、興田地区振興会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 手当
  - ア 通勤手当
  - イ 期末手当
- (3) 割増賃金
  - ア 時間外勤務割増賃金
  - イ 休日勤務割増賃金
  - ウ 深夜勤務割増賃金

### (給与の支給等)

第3条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払う。ただし、職員が希望する場合には、職員が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

- 2 給与は、月の初日から起算し、その月の末日を締切りとした期間（以下「給与計算期間」という）について計算し、当月15日（割増賃金については、翌月15日）に支払う。ただし、当該支払日が金融機関の休日の場合は、その翌日に支払うものとする。
- 3 期末手当は、6月15日及び12月15日に支給する。
- 4 以下の各号に掲げるものについては給与を支給するときに控除する。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税（市・県民税）
  - (3) 雇用保険料
  - (4) 健康保険料（介護保険料含む）
  - (5) 厚生年金保険料
  - (6) その他必要と認められるもので職員の代表と協議したもの

### (基本給の決定)

第4条 就業規則第3条第1号に規定する職員（以下「常勤職員」という。）の基本給は、別表1に定めるところによる。

- 2 就業規則第3条第2号に規定する職員（以下「非常勤職員」という。）の基本給は、別表2に定めるところによる。
- 3 一関市興田市民センター管理運営規程第3条第2項に規定する職員の基本給は、別表2に定めるところによる。
- 3 職員の基本給は、職員の職務の複雑、困難、経験年数及び責任の度に基づき、市から交付さ

れる指定管理料及び交付金における人件費を考慮の上、興田地区振興会会長（以下「会長」という。）が決定する。

（給与の減額）

第5条 職員が欠勤（遅刻、早退、私用外出を含む）したときは、その欠勤1日又は1時間につき日割り又は時間割計算により算出した給料額を減額して基本給を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員給与計算期間のすべてにわたって欠勤した場合はいかなる給与も支給しない。

（給与の適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず就業規則第23条の年次有給休暇、同条の特別休暇の場合には、特に定めるもののほか、給与の減額は行わない。

（端数処理）

第7条 時間外勤務、休日勤務等の勤務時間を算出する場合、割増賃金ごとに一給与計算期間の勤務時間を合計しそれぞれの1時間未満の端数が生じたとき30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを1時間に切り上げて計算する。

（休職期間中の給与）

第8条 原則として、就業規則に規定する休職期間中は給与を支給しない。ただし、本会が特に必要と認めた場合は給与の2分の1を限度として支給することがある。

（常勤職員の昇給）

第9条 常勤職員が12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。

2 前項の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（割増賃金）

第10条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、勤務時間の変更を行うことができない常勤職員には、次の計算式により計算して割増賃金を支給する。

（1）時間外勤務割増賃金（時間外勤務が1か月45時間以下の場合）

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

（2）休日勤務割増賃金（法定休日に勤務させた場合）

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月平均所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数}$$

(3) 深夜勤務割増賃金（午後10時～午前5時までの間に勤務させた場合）

基本給

—————×0.25×深夜勤務時間数

1 か月平均所定勤務時間

- 2 法定時間外勤務又は法定休日勤務が深夜に及んだ場合、前項1号又は2号に3号を加算して割増賃金を支払う。
- 3 第1項各号の時間外勤務時間数、休日勤務時間数、深夜勤務時間数のうち、就業規則第20条第4項の命令に基づかない時間数については、割増賃金の算定に含めない。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員で、住居から勤務地までの最短の経路が片道2キロメートル以上の者に支給する。

- 2 通勤手当は、通勤距離に応じて別表3に定める額を支給する。ただし、交通機関を利用した額と比較し、交通機関の額が低額の場合は、交通機関の額をもって通勤手当とする。
- 3 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたり通勤しないときは、その月の通勤手当は支給しない

(通勤届出)

第12条 職員は、新たに前条の要件を具備するに至ったとき又は住居、通勤経路、通勤方法を変更したときは通勤届出書（様式第1号）により直ちに届け出なければならない。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月15日及び12月15日に在職する常勤職員及び非常勤職員に支給する。

- 2 期末手当の額は、別表4に定めるところによる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は会長が理事会に付して別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）常勤職員基本給表（円）

| 号給 | 1級      | 2級      | 3級      |
|----|---------|---------|---------|
| 1  | 140,400 | 200,100 | 252,700 |
| 2  | 143,900 | 203,600 | 256,200 |
| 3  | 147,400 | 207,200 | 259,700 |
| 4  | 151,000 | 210,700 | 263,200 |
| 5  | 154,500 | 214,200 | 266,800 |
| 6  | 158,000 | 217,700 | 270,400 |
| 7  | 161,500 | 221,200 | 273,900 |
| 8  | 165,000 | 224,700 | 277,400 |
| 9  | 168,500 | 228,200 | 280,900 |
| 10 | 172,000 | 231,700 | 284,400 |
| 11 | 175,500 | 235,200 | 287,900 |
| 12 | 179,000 | 238,700 | 291,400 |
| 13 | 182,500 | 242,200 | 294,900 |
| 14 | 186,000 | 245,700 | 298,400 |
| 15 | 189,500 | 249,200 | 301,900 |
| 16 | 193,100 |         |         |
| 17 | 196,600 |         |         |

別表2（第4条第2項及び第3項関係）その他職員の基本給表（円）

| 職等の区分                              | 月額又は1時間当たりの区分 | 給料      |
|------------------------------------|---------------|---------|
| 所長<br>(週29時間勤務)                    | 月額            | 185,400 |
| 非常勤職員(所長以外)<br>(週29時間勤務)           | 月額            | 160,900 |
| 一関市興田市民センター<br>管理運営規程第3条第2<br>項の職員 | 1時間当たり        | 975     |

別表3（第11条第2項関係）通勤手当（円）

| 通勤距離（キロメートル）        | 常勤職員及び非常勤職員<br>月額 | 一関市興田市民センター管理<br>運営規程第3条第2項の職員<br>勤務日数1日につき |
|---------------------|-------------------|---|
| 2 km 以上 4 km 未満     | 2, 0 0 0          | 1 0 0                                       |
| 4 km 以上 6 km 未満     | 3, 2 0 0          | 1 6 0                                       |
| 6 km 以上 8 km 未満     | 4, 4 0 0          | 2 2 0                                       |
| 8 km 以上 1 0 km 未満   | 5, 4 0 0          | 2 7 0                                       |
| 1 0 km 以上 1 5 km 未満 | 6, 8 0 0          | 3 4 0                                       |
| 1 5 km 以上           | 9, 0 0 0          | 4 5 0                                       |

別表4（第13条第2項関係）期末手当（円）

| 支給日                   | 支給月の前6か月間の勤務月数 | 支給額     |
|-----------------------|----------------|---------|
| 6月15日<br>及び<br>12月15日 | 6か月            | 40, 000 |
|                       | 6か月未満5か月以上     | 30, 000 |
|                       | 5か月未満4か月以上     | 20, 000 |
|                       | 4か月未満3か月以上     | 10, 000 |
|                       | 3か月未満          | 0       |